



↓第101回 社会保障審議会介護給付費分科会

居宅サービス拡充の意図と  
施設サービスに期待される役割

青木正人

株式会社ウエルビー  
代表取締役

あおき・まさひと●1978年神戸大学経営学部卒業。福祉専門学校・高齢者福祉施設等の設立から運営を手がけるなど福祉関連事業の理論と現場に精通。介護福祉ビジネスの経営・人事労務・教育分野等のコンサルティングならびに自治体の福祉施策等のコンサルティングを展開



厚生労働省は5月23日、東京都千代田区のベルサール九段で第101回の社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長 田中滋・慶應義塾大学名誉教授)を開催しました。

テーマごとの議論の1回目となる同分科会では、地域包括ケアシステム構築の要となる定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、訪問看護の4サービスに関する意見交換が行われました。

今後増加が予想される単身や夫婦のみの高齢者世帯、重度の要介護者や認知症高齢者の在宅生活を支えるには、訪問介護・通所介護などととも、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応サ-

ビス、複合型サービスなどの地域密着型サービスのさらなる普及が急務です。とりわけ定期巡回・随時対応サービスを議論の冒頭に置いたことから、同サービスを是が非でも地域包括ケアシステムの柱にし、さらなるテコ入れも辞さないという厚労省側の強い意向がうかがえます。

厳しい財政状況のなかで  
問われる施設運営のあり方

国が推進する「施設から在宅へ」という流れのなかで、重度者への医療的ケアを含む24時間365日対応の居宅サービスの役割がますます重要になっていきます。しかし現場では、介護職の慢性的な人材難に加え、看護師の確保、訪問

看護事業所との連携など課題は山積しています。また、採算面などから、定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスの事業所数は当初予定していたほど増えていません(左図)。

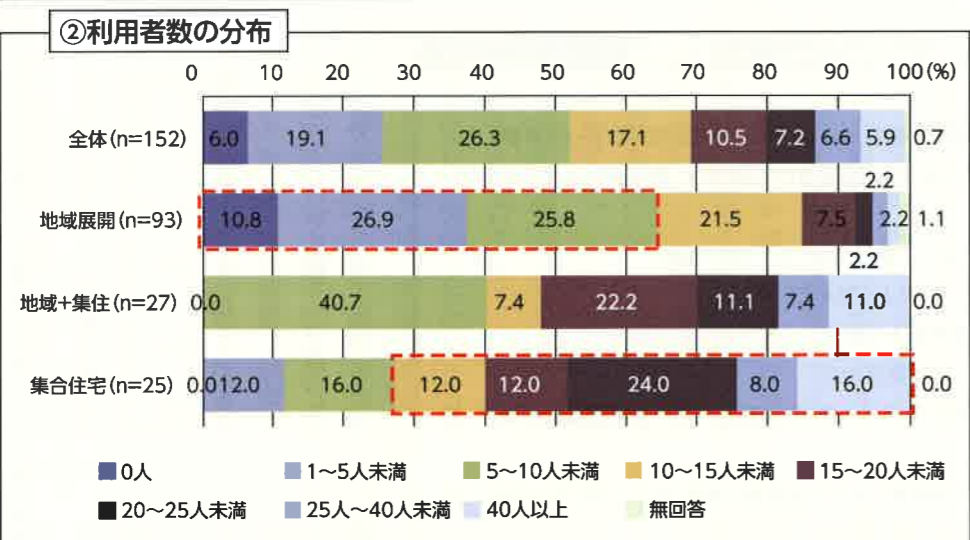
それらのサービスの普及・促進には職員の処遇改善が不可欠ですが、問題はその方法です。処遇改善加算という支給対象や方法を細かく規制する現行の方式に対し、一部の関係者の間では「社会主義国家の計画経済のようだ」という声も聞かれます。本来なら経営判断に委ねて「自由に使ってよい」とするのが介護保険制度の本旨ですが、社会保障費の財源が厳しい現状下では、介護報酬を大幅に増額するわけにはいきません。

定期巡回・随時対応サービスについては、次期報酬改定でさらなるテコ入れが予想されます。「ゼロサムゲーム」を前提とすれば、施設報酬に大きな影響を及ぼすのは必然です。これまでのように地域のなかで特養だけを運営していればよいというわけにはいかず、法人経営のあり方そのものが問われることとなります。

特養の参入を促す定期巡回・随時対応サービスの要件緩和

さらに、定期巡回・随時対応サービス事業への参入の推進策としては、要件緩和なども検討されることになるでしょう。同分科会の論点では、「訪問看護事業所との連携」が示されており、訪問看護事

図 定期巡回・随時対応サービスの現状について



③ 開設年月(2区分)別みた平均利用者数

	平成25年3月以前	平成25年4月以降
地域展開 (n=92)	10.2人	5.9人
地域+集住 (n=27)	17.3人	19.1人
集合住宅 (n=25)	30.5人	17.2人

出典: 第101回社会保障審議会介護給付費分科会資料

業所との「連携の条件緩和」が打ち出されることは確実です。課題の多いオペレーターの配置も、「特に人材が不足する夜間・早朝等における配置基準や資格・兼務要件についてどう考えるか」が論点として示されています。これについ

ては委員の間からも「全国一律が認められないとしても、関東地方や各都道府県に1カ所とか、少しでも集約化できればかなりの改善が可能」という機能の集約化を求める意見が出ました。特養としても、基準が緩和され

た際にいつでも地域に出ていくことができるよう、新たなサービス提供体制の整備を図っておくべきでしょう。「主な論点」で記された「特別養護老人ホームや老人保健施設による定期巡回・随時対応サービスへの参入促進に資する兼

務要件」という、制度設計者側からの名指しの投げかけにどう応えるのか、そのことが問われているのです。分科会では、「日中の20分未満の短時間訪問介護についての要件緩和」などもテーマにあがってい



ます。何がなんでも定期巡回・随時対応サービスを始めるのではなく、既存の訪問介護を夜間帯も含めた短時間頻回のサービス提供に移行させていくというのも選択肢とと考えてよいでしょう。

**類型ではなく機能・役割を前提にした切れ目ないサービス提供体制の構築を**

今後、ニーズが高まる訪問看護事業については、①事業効率を高め、利用者ニーズに合わせたサービス供給量の確保、②仕事に見合った給与水準や教育・研修の充実——などの必要性から、「規模拡大を推進すべき」と、厚労省側は問いかけています。

「規模」に関しては、今回の分科会の最後に、田中分科会長が「これは分科会長としての意見ではないが」と前置きしたうえで、「事業所の規模と事業の規模は違う」という主旨の発言をされています。研修の可否などを理由に大規模化をよしとするのは、あくまでも法人単位での考え方であって、

サービスを拠点である事業所そのものを大規模化する必要はないということですが。

人員要件についても法人単位、あるいは地域単位で考えるべきだという声があがっています。「1事業所に2・5人以上の看護職員や介護職員を確保」というのではなく、法人全体で基準を満たしていればよいとなれば、施設内の人材を地域に展開することができるといふアイデアです。多職種の人材を擁する特養のメリットが活かされてくることとなります。

また、法人単位で総合的なケアの提供ができれば、サービス類型に拘泥する必要もなくなります。多くの特養が訪問介護や通所介護を運営しており、これらを一体的に運用し、訪問・通所・短期入所・施設入所などを包括的に展開できるようにすればいいのです。一事業ではなく法人全体で採算を考えれば、サービス提供の仕方にも工夫の余地が生まれるはずです。利用者が求めているのは、サービスの「機能」「役割」であって「類

型」ではありません。高齢者をしっかりと見守るためには、サービス類型ではなく、機能面から現実的な仕組みを考えることのほうが重要です。大事なものは、病院・施設・居宅などで、その時々々の状態に応じたケアを切れ目なく受けられる

サービス提供の体制づくりです。各種サービスが分断されることなく、在宅限界を高めながら、地域で高齢者を支えるシステムをいかに構築していくのか——地域包括ケアシステムの原点に立ち返った議論が求められています。

表 定期巡回・随時対応サービスの主な論点

- 24時間365日対応できる機能を維持しつつ、サービス提供実態に則った体制とする観点から、訪問看護事業所との連携、看護職員の配置要件、看護師によるアセスメントについてどう考えるか。
- 通所サービス利用時の報酬算定(減算)についてどう考えるか。
- 看取りに取り組む体制づくりを、さらにどう進めていくか。
- こうしたことと、区分支給限度基準額との関係についてどう考えるか。
- 地域の人的資源の有効活用を図る観点から、
  - ・オペレーターについて、特に人材が不足する夜間・早朝等における配置基準や資格・兼務要件
  - ・特別養護老人ホームや老人保健施設による定期巡回・随時対応サービスへの参入促進に資する兼務要件についてどう考えるか。
- 介護・医療連携推進会議及び外部評価のあり方についてどう考えるか。
- 同一の集合住宅の利用者とそれ以外の住居の利用者に対するサービスの提供実態を踏まえ、介護報酬についてどう考えるか。
- 定期巡回・随時対応サービスの普及とあわせ、1日複数回サービス提供する選択肢として、訪問介護における身体介護の20分未満の報酬区分についてどう考えるか。
- 定期巡回・随時対応サービスの普及を図る観点から、保険者やケアマネジャーの定期巡回・随時対応サービスに対する認知度の向上についてどう考えるか。